

調査（統計調査以外）に関する取りまとめ（案）

平成 29 年 6 月 5 日

1．調査（統計調査以外）の取組の対象

調査（統計調査以外）の取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う、事業者に対する調査やアンケートとする。

（注）個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令、報告の徴収、立入検査等の権限に基づき行う調査については、「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日）において、「情報提供に対する協力（調査・統計に対する協力を除く）」として、取組の対象から除外している。

2．統計法に基づく統計調査と調査（統計調査以外）の相違点

調査（統計調査以外）について、行政手続部会取りまとめの「 3．（4）削減目標」において、「調査・統計に対する協力」のうち、統計法に基づく統計調査とは別途検討を行うとされていることから、調査（統計調査以外）の検討においては、統計調査との相違点を踏まえて行うこととする。

統計調査については、統計法において、「統計の作成を目的として・・・事実の報告を求めることにより行う調査」とされているのに対して、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、その作成の目的や報告の内容は定められていない。また、統計調査については、統計法に基づき、実施の際に総務大臣の事前承認が必要であるのに対し、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができる。

一方、作成の目的、報告の内容、事前承認の有無に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、調査票への記入など事業者の負担に違いはない。

報告の内容 目的	事実	事実以外 （意識）
統計の作成	統計調査	調査（統計調査以外）
統計の作成以外 （個別利用）	調査（統計調査以外）	調査（統計調査以外）

3. 調査（統計調査以外）の特性を踏まえた検討

(1) 削減目標

調査（統計調査以外）については、重点分野である「調査・統計に対する協力」に含まれ、統計調査と調査（統計調査以外）において、事業者の負担に違いはないことから、行政手続コストの削減に取り組む必要がある。

しかしながら、調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うものであり、調査票への記入を求めるものやヒアリング調査への口頭の回答を求めるものなど多様な方式で実施され、緊急に実施することが必要なものも含まれることから、あらかじめ、個々の調査を洗い出し、計画的に調査（統計調査以外）の全体像を把握することは困難ではないかと考えられる。

また、これらのうち、定期的には実施されていないもの又は今後定期的には実施される予定のないものについては、その時々行政ニーズに応じて政府として調査を行う必要があるものであることから、削減目標を設定する方法はなじまないと考えられる。

他方、定期的には実施されているものとしては、これまで実施した事業者に対するアンケート調査において把握されたものについては、重点分野以外のヒアリング項目を検討する際に併せて検討することとし、行政手続部会取りまとめにおける「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえた見直しについて検討されたい旨及び本年9月以降、行政手続部会においてその検討状況を確認することがありうる旨を関係省庁に伝達することとする。

(2) 削減方策

調査（統計調査以外）については、行政手続部会取りまとめに基づいて、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」に沿って、取組を進めることが前提となる。

統計改革推進会議の最終取りまとめ（29年5月19日）において、統計調査の報告者負担の軽減策についての取りまとめが行われたが、そのうち調査（統計調査以外）についても同様の取組が可能な以下の項目については、行政手続部会として、各省庁に取組を求めるものとする。

統計委員会が行う報告者の声の募集について、調査（統計調査以外）に関しては、対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を同委員会と行政手続部会が連携して行う。ただし、個別の調査（統計調査以外）について具体的な改善の提案の声がある場合は、各省庁が対応案を検討する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1) 参照）

各省庁で調査（統計調査以外）を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1) 参照）

各省庁は、調査（統計調査以外）の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1) 参照）

各省庁における調査（統計調査以外）に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1) 参照）

統計改革における検討のうち、調査（統計調査以外）に関する取組（案）

平成 29 年 6 月 5 日

【参考】統計改革推進会議最終取りまとめ H29.5.19 開催 第 3 回統計改革推進会議決定	調査（統計調査以外）に関する取組（案）	考え方
4．報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化		
(1) 報告者負担の軽減		
統計調査に報告者の声を反映する仕組み等		
<p>これまで各府省で個々に行われてきている、統計調査に対する報告者の声の把握や、それらの声の統計調査への反映を促進し、さらにこれらを各省横断的・継続的に行うこととする。このため、本年 2 月から 4 月にかけて総務省及び内閣官房が試行的に実施した、企業等に対する「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」の実施状況も踏まえつつ、本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始する。その際、各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の把握等も併せて行う。なお、これらの取組に当たっては、3(2) のユーザーのニーズの把握等とも関連することから、E B P M 推進委員会と連携する。</p>	<p>報告者の声の募集 【統計委員会が実施】</p> <p>対応案の公表、対応状況のフォローアップ等 【統計委員会と行政手続部会が連携して実施。ただし、個別の調査（統計調査以外）については具体的な改善の提案の声がある場合は、各省庁が対応案を検討】</p>	<p>調査（統計調査以外）についても、報告者の声の把握や、それらの声の反映は、必要だと考えられる。</p> <p>ただし、統計調査の報告者には事業者も含まれており、統計調査と調査（統計調査以外）について、別々に声の募集を行うことは事業者の負担であると考えられるため、統計調査について報告者の声の募集を行う際に、調査（統計調査以外）についても併せて行うことが適切だと考えられる。</p> <p>また、統計調査と調査（統計調査以外）において、作成目的や報告の内容に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、事業者の負担について違いはないことから、得られた声の対応案の公表、対応状況のフォローアップ等については、統計委員会と行政手続部会が連携して行うことが適切だと考えられる。ただし、個別の調査（統計調査以外）については具体的な改善の提案の声がある場合は、各省庁が対応案を検討する。</p>

<p>統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況のフォローアップを行う。</p>	<p>調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る 【行政手続部会が各省庁に、統計改革の取りまとめに準じた方針を示し、各省庁が実施】</p>	<p>調査の設計の際、事業者との協働による調査設計を行う等の報告者の負担軽減を図る取組を各省庁に求めることは事業者コストの削減につながると考えられる。</p>
<p>統計調査の負担軽減のための新たな仕組み等</p>		
<p>統計調査に対する報告者の負担を軽減するため、報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、各府省における先進事例の運用状況を踏まえるとともに、統計委員会において報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ具体的に検討し、来年度中に試行する。</p>	<p>統計調査の負担軽減のための新たな仕組みの検討及び試行 【統計委員会が実施（当面は統計調査のみが対象）】</p>	<p>行政記録情報の転用や既存データの活用を可能にする仕組みは、調査（統計調査以外）においても事業者コストの削減につながると考えられるため、対応が可能な調査（統計調査以外）について導入を妨げるものではないが、現時点においては、統計調査においても仕組みの導入に試行が必要な段階であり、当面はその状況を見守ることとする。</p>
<p>さらに、報告者の負担感の軽減のため、調査に当たって分かりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体的方策について検討を行い、来年度から実施する。</p>	<p>統計調査員等の能力向上を図るための具体的方策についての検討及び実施 【統計委員会が実施（統計調査のみが対象）】</p>	<p>統計調査員は基幹統計調査の実施のためにおくことができるものとされており、調査（統計調査以外）は対象とならない。</p>

<p>統計調査に対する報告者の公平感の確保等</p>	<p>悪質な報告拒否への対応 【総務省が中心となって検討（統計調査のみが対象）】</p>	<p>調査（統計調査以外）への回答は任意であるため、悪質な報告拒否は考え難い。</p>
<p>統計調査に対して協力する報告者の公平感を確保するとともに、統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等からの報告がなかなか得られない場合の対応として、総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など） ・具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等） <p>資料提出要求や立入検査を積極的に行うに当たっては、併せて、報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動（2（3）参照）を通じた支援を強化するとともに、本章に定めるような負担軽減方策を推進することとする。</p> <p>なお、世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。</p>		

<p>統計調査等に関する類似調査の事前確認、負担の声への対応</p>		
<p>各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自府省のE B P M推進統括官に確認する。</p>	<p>類似調査の事前確認への対応 【行政手続部会が統計委員会と連携して、各省庁に、統計改革の取りまとめに準じた方針を示し、各省庁が実施】</p>	<p>調査（統計調査以外）についても、類似調査の事前確認は、確認の結果、調査（統計調査以外）そのものの実施が不要である場合も考えられ、事業者コストの削減につながると考えられる。 統計改革推進会議最終取りまとめにおいて、各省庁が行う類似調査の事前確認は、調査（統計調査以外）を含めて行われることとされている。</p>
<p>また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のE B P M推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。 その際、総務省は、統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、このような重複等の取扱いを各府省任せとすることなく、統計委員会とも連携して、各府省、地方自治体、独立行政法人等や民間との間の議論や調整を促進する。</p>	<p>審査の簡素化・迅速化 【総務省が実施（統計調査のみが対象）】</p>	<p>調査（統計調査以外）には、実施する際に総務大臣の承認は必要とされていない。</p>
<p>統計調査や各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、E B P M推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。</p>	<p>負担の声への対応 【行政手続部会が統計委員会と連携して、各省庁に、統計改革の取りまとめに準じた方針を示し、各省庁が実施】</p>	<p>調査（統計調査以外）についても、負担の声への対応は、事業者コストの削減につながると考えられる。 統計改革推進会議最終取りまとめにおいて、負担の声への対応は、調査（統計調査以外）を含めて行われることとされている。</p>

<p>報告者負担の軽減のための取組の継続</p>		
<p>上記の取組のほか、報告者の負担を軽減するため、各府省は、以下のような取組を行うこととし、統計棚卸し（４（２）参照）を通じてこれらの取組を継続するとともに徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの低下した統計調査や他の情報で代替可能な統計調査の廃止 ・統計調査及び調査事項の重複が合理的範囲を超えているものの排除 ・調査事項の限定 ・公開情報や行政記録情報（オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。）の活用による調査事項の縮減や代替 ・経済統計調査の集約 ・オンライン調査の導入早期化及び利用率向上等 	<p>報告者負担の軽減のための取組の継続 【各省庁が対応（統計調査のみが対象）】</p>	<p>統計調査については、統計法に基づき個別に総務大臣の審査が行われており、その全体像が把握できるため、棚卸しを通じた取組が可能であるのに対し、調査（統計調査以外）については、全体像の把握が困難であるので、上記４（１）の報告者の声の募集を行い、具体的な改善の提案の声がある場合に、各省庁において対応案を検討することが適当である。</p>
<p>また、前述の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」及び「政府統計の棚卸し」の結果に関連し、各府省は別紙に掲げる取組を行う。</p>	<p>報告者負担の軽減のための取組の継続 【各省庁が対応（統計調査のみが対象）】</p>	<p>各省庁が行う別紙に掲げる取組については、報告者負担の軽減に関して、対象とする統計調査が具体的に示されており、調査（統計調査以外）は対象となっていない。</p>